

I 退職手当等の概要

1 退職手当

(1) 適用範囲

退職手当は、福島県職員の退職手当に関する条例又は福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例に基づき、県費負担の常勤職員で勤続期間（職員としての引き続いた在職期間）が6月以上（死亡、傷病退職の場合は1日以上）ある方が退職したとき、本人（死亡の場合は遺族）に対し県から支給されます。

ただし、退職後引き続いて国や他の地方公共団体の職員になり勤続期間が通算される場合などには原則として支給されません。（該当する場合は、直ちに、遅くとも退職日より前までに福利課まで御連絡ください。）

また、再任用職員として勤続後退職したときは、その再任用期間の退職手当は支給されません。

(2) 退職手当の計算

$$\text{退職手当額} = \text{基本額（退職時の給料月額} \times \text{支給率）} + \text{退職手当の調整額} \\ \text{（=新条例等退職手当額）}$$

ア 退職時の給料月額 とは

退職手当額の計算に用いる給料月額は、退職時点で発令されている給料表上の給料額です。（教職調整額と給料の調整額を含む）

※ 給料月額は、平成25年4月1日及び平成27年4月1日付けの給料切替に伴う経過措置は考慮しません。

～勸奨退職者の退職時給料月額の特例～

3つの要件を全て満たした場合、次の特例給料月額を退職時の給料月額とします。

- ・勤続期間が25年以上あること
- ・定年年齢から10年を減じた年齢以上であること
- ・定年退職日から1年前までに退職すること

特例給料月額

$$= \text{退職時の給料月額} \times \{1 + (2\% \times \text{定年年齢と退職日の年齢との差に相当する年数})\}$$

※ 参考例は、6ページの《例5》のとおり。

イ 支給率とは

支給率は、退職事由と勤続期間によって決まります。(3ページの(表1)参照)

- 勤続期間の計算は、「職員として引き続いた在職期間」で、在職期間の計算は「月」単位で行い、「職員となった日」の属する月から「退職した日」の属する月までの年月数です。(1日でも在職していれば1月として計算します。)また、計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てます。ただし、在職期間が6月以上1年未満の場合に限り、これを1年とします。例外として、退職事由が死亡等によるときは6月未満でも、これを1年とします。

S59 ・ 5 ・ 11月 ・ 1	S60 ・ 4 ・ 36年11月 ・ 1	H2 ・ 3 ・ 31	R3 ・ 3 ・ 31
講師			教諭

通算期間36年11月の場合、勤続期間は36年
※ 常勤講師等から引き続いて教諭等に採用された場合も通算されます。

- 休職等で勤務しなかった期間がある場合、在職期間から除算します。
ただし、現実に職務に従事した日がある月は除きます。
 - (ア) 3分の1 に相当する期間を除算する場合
 - a 育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日までの期間に限る)
 - b 育児短時間勤務
 - (イ) 2分の1 に相当する期間を除算する場合
 - a 地方公務員法第28条第2項の規定による休職期間(公務上の場合を除く)
 - b 地方公務員法第29条の規定による停職期間(懲戒処分による停職)
 - c 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間
 - d 育児休業の期間(上記(ア)aを除いた期間)
 - (ウ) 全期間 を在職期間から除算する場合
 - a 職員団体の専従休職の期間(昭和43年12月14日以降の地方公務員法第55条の2の規定による休職期間)
 - b 自己啓発等休業の期間
 - c 配偶者同行休業の期間(平成26年7月4日施行)

S59 ・ 5 ・ 1	S63 ・ 9 ・ 25	H2 ・ 12 ・ 4	R3 ・ 3 ・ 31
2年2月			休職期間

全在職期間: 36年11月
休 職 期 間: 2年2月(上記(イ)aの休職)
勤 続 期 間: 35年
(36年11月 - (2年2月 × 1/2) = 35年10月)

- 国又は他の地方公共団体の職員から、「引き続いて」本県職員になった場合は在職期間は通算されます。ただし、東京都等のように通算規定のない地方公共団体の在職期間は通算されません。

A	B	勤続期間 = A + B
国		福島県
※Aの期間で退職手当が支給されているときは通算されません。		

(表1)退職手当支給区分・支給割合(整理退職・公務傷病・公務死亡・公署移転は省略)

※1 改正前:平成18年3月31日以前 ※2 改正後:平成18年4月1日以降

勤続期間	自己都合		勤続期間	定年等		勤続期間	公務外傷病		
	改正前(※1)	改正後(※2)		定年 勸奨 任期満了 通勤傷病 公務外死亡	改正前(※1)		改正後(※2)	改正前(※1)	改正後(※2)
1	0.502200	0.502200	1	0.837000	0.837000	1	0.837000	0.837000	
2	1.004400	1.004400	2	1.674000	1.674000	2	1.674000	1.674000	
3	1.506600	1.506600	3	2.511000	2.511000	3	2.511000	2.511000	
4	2.008800	2.008800	4	3.348000	3.348000	4	3.348000	3.348000	
5	2.511000	2.511000	5	4.185000	4.185000	5	4.185000	4.185000	
6	3.766500	3.013200	6	5.022000	5.022000	6	5.022000	5.022000	
7	4.394250	3.515400	7	5.859000	5.859000	7	5.859000	5.859000	
8	5.022000	4.017600	8	6.696000	6.696000	8	6.696000	6.696000	
9	5.649750	4.519800	9	7.533000	7.533000	9	7.533000	7.533000	
10	6.277500	5.022000	10	8.370000	8.370000	10	8.370000	8.370000	
11	7.432560	7.432560	11	9.290700	11.613375	11	9.290700	9.290700	
12	8.169120	8.169120	12	10.211400	12.764250	12	10.211400	10.211400	
13	8.905680	8.905680	13	11.132100	13.915125	13	11.132100	11.132100	
14	9.642240	9.642240	14	12.052800	15.066000	14	12.052800	12.052800	
15	10.378800	10.378800	15	12.973500	16.216875	15	12.973500	12.973500	
16	11.115360	12.881430	16	13.894200	17.890875	16	13.894200	14.312700	
17	11.851920	14.086710	17	14.814900	19.564875	17	14.814900	15.651900	
18	12.588480	15.291990	18	15.735600	21.238875	18	15.735600	16.991100	
19	13.325040	16.497270	19	16.656300	22.912875	19	16.656300	18.330300	
20	17.577000	19.669500	20	21.971250	24.586875	20	17.577000	19.669500	
21	18.581400	21.343500	21	23.226750	26.260875	21	18.581400	21.343500	
22	19.585800	23.017500	22	24.482250	27.934875	22	19.585800	23.017500	
23	20.590200	24.691500	23	25.737750	29.608875	23	20.590200	24.691500	
24	21.594600	26.365500	24	26.993250	31.282875	24	21.594600	26.365500	
25	28.248750	28.039500	25	33.898500	33.270750	25	28.248750	28.039500	
26	29.504250	29.378700	26	35.405100	34.777350	26	29.504250	29.378700	
27	30.759750	30.717900	27	36.911700	36.283950	27	30.759750	30.717900	
28	32.015250	32.057100	28	38.418300	37.790550	28	32.015250	32.057100	
29	33.270750	33.396300	29	39.924900	39.297150	29	33.270750	33.396300	
30	34.526250	34.735500	30	41.431500	40.803750	30	34.526250	34.735500	
31	35.572500	35.739900	31	42.687000	42.310350	31	35.572500	35.739900	
32	36.618750	36.744300	32	43.942500	43.816950	32	36.618750	36.744300	
33	37.665000	37.748700	33	45.198000	45.323550	33	37.665000	37.748700	
34	38.711250	38.753100	34	46.453500	46.830150	34	38.711250	38.753100	
35	39.757500	39.757500	35	47.709000	47.709000	35	39.757500	39.757500	
36	40.803750	40.761900	36	47.709000	47.709000	36	39.757500	40.761900	
37	41.850000	41.766300	37	47.709000	47.709000	37	41.850000	41.766300	
38	42.896250	42.770700	38	47.709000	47.709000	38	42.896250	42.770700	
39	43.942500	43.775100	39	47.709000	47.709000	39	43.942500	43.775100	
40	44.988750	44.779500	40	47.709000	47.709000	40	44.988750	44.779500	
41	46.035000	45.783900	41	47.709000	47.709000	41	46.035000	45.783900	
42	47.081250	46.788300	42	47.709000	47.709000	42	47.081250	46.788300	
43	47.709000	47.709000	43	47.709000	47.709000	43	47.709000	47.709000	
44	47.709000	47.709000	44	47.709000	47.709000	44	47.709000	47.709000	
45	47.709000	47.709000	45	47.709000	47.709000	45	47.709000	47.709000	

ウ 退職手当の調整額とは

平成8年4月1日以降の在職期間の各月に、5ページの『(表2) 退職手当の調整額適用表』における給料表ごとの職員の区分及び当該職員の適用区分に応じた調整月額をあてはめ、その月額の高い方から60月分の合計額を「退職手当の調整額」として「基本額」に加算します。

《例4》

退職手当の調整額の計算例

○教諭(大学4卒)の場合			月数	年月	○校長の場合		
職務段階別加算割合	経 験年月数	区 分			職務段階別加算割合	特 別調整額	区 分
10%	37.11	6号	1	R3.3	20%		3号
10%	37.10	6号	2	R3.2	20%		3号
10%	37.09	6号	3	R3.1	20%		3号
10%	37.08	6号	4	R2.12	20%		3号
10%	37.00	6号	12	R2.4	20%		3号
10%	36.11	6号	13	R2.3	15%	3種	4号
10%	36.10	6号	14	R2.2	15%	3種	4号
10%	35.00	6号	36	H30.4	15%	3種	4号
10%	34.11	7号	37	H30.3	15%	4種	4号
10%	34.10	7号	38	H30.2	15%	4種	4号
10%	33.01	7号	59	H28.5	15%	4種	4号
10%	33.00	7号	60	H28.4	15%	4種	4号
10%	32.11	7号	61	H28.3	15%	5種	5号
10%	32.10	7号	62	H28.2	15%	5種	5号

※ 経験年数とは、「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」により定められた年月数のことであって、学歴又は前歴等を考慮して定められたものです。

○教諭の場合

6号 36月×32,500円＝ 1,170,000円
 7号 24月×27,100円＝ 650,400円
 合計 60月 = 1,820,400円

○校長の場合

3号 12月×59,550円＝ 714,600円
 4号 48月×54,150円＝2,599,200円
 合計 60月 = 3,313,800円

- ※ 勤続期間が9年以下の自己都合退職者については、調整額は加算されません。
- ※ 勤続期間が10～24年以下の自己都合退職者又は勤続期間が4年以下の退職者（自己都合退職者以外）については、調整額の半額が加算されます。

(表2) 退職手当の調整額適用表

調整額		行政職 給料表		教育職給料表		研究職 給料表		医療職給 料表(二)		技能労務職給料表							
		H18.4.1								H18.4.1				H25.4.1 以降			
		前	以後							前		以後					
区分	調整月額	級	級	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	号給	適用範囲	級	号給	適用範囲	級	適用範囲
第1号 区分	70,400		10														
第2号 区分	65,000	11	9														
第3号 区分	59,550	10	8	4	職務段階加算 20%	5											
第4号 区分	54,150	9	7	4	職務段階加算 15%かつ特別調 整額14%以上 (3種又は4種)	5											
第5号 区分	43,350	8	6	4	上記以外の者	5	上記以 外の者	7									
			3	職務段階加算 15%	6												
第6号 区分	32,500	7	5	3	上記以外の者	4		5	特別 調整額 12% (5種) 以上								
			特2	経験年数26年 以上(大学4卒)													
			2	職務段階加算 10%かつ*経験 年数35年以上 (大学4卒)													
第7号 区分	27,100	6	4	特2	上記以外の者	3		5	上記以 外の者	3	9号給以上		3	33号給以上		5	
			2	職務段階加算 10%(*経験年数 26年以上35年未 満(大学4卒))													
第8号 区分	21,700	5	3	2	職務段階加算5% (*経験年数9年 以上26年未満(大 学4卒))	2	-	4	3	3	8号給以下	3	32号給以下	4			
				1	職務段階加算5% (*経験年数14年 以上(大学4卒))												
		4															
第9号 区分	0	3	2	2	上記以外の者	2	上記以 外の者	2	上記以 外の者	2	4号給以上 6号給以下	2	17号給以上 52号給以下	2	上記以 外の者	(3)	上記以 外の者
		2									3号給以下		16号給以下				
		1	1	1	上記以外の者	1		1		1	14号給以上	1	57号給以上	1	上記以 外の者	2	
											13号給以下		56号給以下			1	

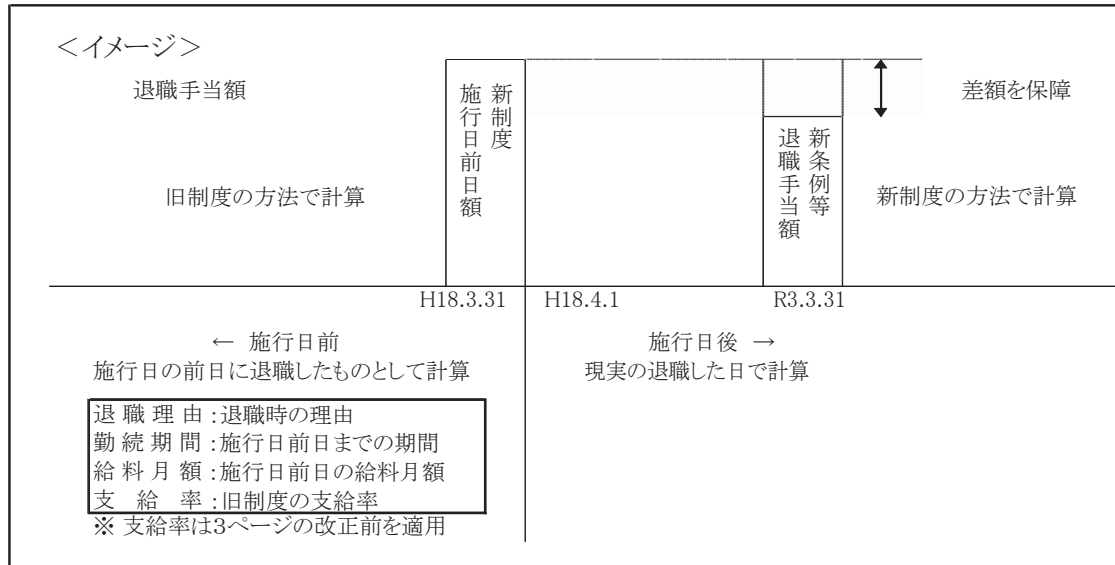
※ 経験年数は大学4卒を基準とし、短大2卒の場合は基準の経験年数に2年加え、また、高校卒の場合は基準の経験年数に4年加える。

(3) 経過措置

施行日（平成18年4月1日）前日額の保障

1 ページの(2)で算定した退職手当額（新条例等退職手当額）が、仮に施行日の前日（平成18年3月31日）に同じ退職理由で退職したと仮定した場合の額（新制度施行日前日額）より低くなる場合には、新制度施行日前日額を保障します。

新制度施行日前日額 > 新条例等退職手当額 → **新制度施行日前日額を保障**
 ↳ (H18.3.31時点の給料月額) × (H18.3.31までの期間に対応する支給率)



※ 育児休業期間の除算について

新条例等退職手当額の計算にあつては、子が1歳に達する日までの育児休業に係る期間は1/3、当該期間以外は1/2に相当する期間を除算しますが、新制度施行日前日額の計算にあつては、旧制度の方法で計算するため、1/2に相当する期間を除算します。

育休休業期間	新制度 新条例等退職手当額	旧制度 新制度施行日前日額
1歳までの除算	1/3 除算	1/2 除算
上記以外の期間の除算	1/2 除算	

《例5》勸奨退職者の給料月額の特例（S36.10.1 生 R3.3.31 退職 退職時年齢 59 歳）

- 新条例等退職手当額の場合
 - [定年年齢と退職日（R3.3.31）の年齢との差 1年]
 - ・退職時の特例給料月額＝退職時の給料月額 × { 1 + (2% × 1) }
- 新制度施行日前日額の場合
 - [定年年齢と退職日（H18.3.31）の年齢との差 16年]
 - ・勸奨退職者の特例要件を満たしていないため、特例の適用はない。

(4) 退職手当からの控除

ア 所得税 ※（復興特別所得税も含む）

退職手当は、その所得の特殊性から他の所得と区別して所得税が課税され、退職手当から源泉徴収されます。

税額は、退職手当額から（表3）退職所得控除額を控除した残額の1/2に相当する課税退職所得金額に応じ、（表4）の税率を乗じて求めます。

退職手当額が退職所得控除額に満たない場合は、徴収税額はありません。

※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得から所得税を源泉徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収します。なお、復興特別所得税は、源泉徴収すべき所得税の2.1%相当額となります。

《例6》 所得税の計算

$$\text{所得税額} = (\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times 102.1\%$$

(1円未満の端数切り捨て)

退職手当額 22,788,994 円、勤続年数 37 年 の場合

$$73,716 \text{円} = (1,444,000 \text{円} \times 5\% - 0 \text{円}) \times 102.1\%$$

◎課税退職所得金額

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職手当額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000円未満の端数切り捨て)

$$1,444,000 \text{円} = (22,788,994 \text{円} - 19,900,000 \text{円}) \times 1/2$$

(表3) 退職所得控除額表（一般退職の場合）

勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)
10年以下省略		18	720	26	1,220	34	1,780
11	440	19	760	27	1,290	35	1,850
12	480	20	800	28	1,360	36	1,920
13	520	21	870	29	1,430	37	1,990
14	560	22	940	30	1,500	38	2,060
15	600	23	1,010	31	1,570	39	2,130
16	640	24	1,080	32	1,640	40	2,200
17	680	25	1,150	33	1,710	41	

※ 41年以上は1年につき70万円を加算します。

※ 所得税法上の勤続年数は1年未満の端数は切り上げます。

また、専従休職期間を除いてその他の休職等期間は控除しません。

(表4) 所得税率・控除額対応表

課税退職所得金額	税率	控除額
1,950,000 円以下	5 %	—
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	10 %	97,500 円
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	20 %	427,500 円
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	23 %	636,000 円
9,000,000 円超 18,000,000 円以下	33 %	1,536,000 円
18,000,000 円超 40,000,000 円以下	40 %	2,796,000 円
40,000,000 円超	45 %	4,796,000 円

イ 退職手当に対する住民税（市町村民税及び県民税）

退職手当は、所得税と同様、課税対象となり住民税も源泉徴収されます。
税額は、課税退職所得金額に各税率を乗じて求めます。

《例7》住民税の計算 ※課税退職所得金額は《例6》による

○市町村民税（税率6%）
市町村民税 = 課税退職所得金額 × 6%
(100円未満の端数切り捨て)
86,600円 = 1,444,000円 × 6%

○県民税（税率4%）
県民税 = 課税退職所得金額 × 4%
(100円未満の端数切り捨て)
57,700円 = 1,444,000円 × 4%

ウ 給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額

1月1日から4月30日までに退職し、住民税の特別徴収税額の残額がある場合に控除されます。

給与所得に係る住民税は、6月から翌年の5月までに12回に分けて給与から控除されて市町村に納入されますが、年度末に退職となる場合は、4・5月分については給与からの控除ができないため、退職手当から一括して控除されます。

[MEMO] 住民税の納税方法

令和2年分の住民税（特別徴収）

R2年6月～R3年3月は各月の給与から控除されます。
R3年4・5月分は退職手当から控除されます。

H31	R元	R2	R3	R3
・	・	・	・	・
1	12	6	3	5
・	・	・	・	・
1	31	1	31	31

(前年分所得) (課税) 給与から控除 退職手当から控除

令和3年分の住民税（普通徴収）

R3年6月からは各市町村から郵送される納税通知書により各自納付してください。

R2	R2	R3	R4
・	・	・	・
1	12	6	5
・	・	・	・
1	31	1	31

(前年分所得) (課税) 納入通知書で納付

(注) 令和3年分の住民税は、在職中（令和2年）の給与所得等に対して課税されますので、税額は現職の時と同程度の額になります。

- エ 共済組合等からの貸付金の償還（地方公務員共済組合及び福島県職員共助会を含む）
退職時に貸付金の未償還元利金があるときは、退職手当から償還することになります。償還手続きは、すべて福利課で行います。

(5) 退職手当の受給に関する提出書類（提出期限：令和3年1月8日（金）を予定）

- ア 退職手当の受給申出書
- イ 退職所得の受給に関する申告書（障害退職の場合、身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳の写しを添付）
- ウ 履歴書（片面印刷で奥書証明を付したものの）
- エ 預金通帳の写し（金融機関、口座番号及び口座名義を確認するため）
- オ 平成14年4月1日以降において育児休業を取得したことがある方は、当該育児休業に係る子の生年月日を確認できる書類（戸籍謄本・住民票・母子手帳・健康保険証等の写し）
- カ 高齢者部分休業を取得したことがある方は、当該高齢者部分休業期間を確認できる書類（当該高齢者部分休業期間に係る申請書・承認書・出勤簿等の写し）

(6) その他

退職手当は、諸控除額を差し引いて、「退職手当の受給申出書」で指定した受領方法により支払われます。（口座振替を希望した場合は指定した口座に振り込まれます。）

支払予定日：令和3年4月中旬

(7) 退職手当額の計算例

《例6》の場合

1 基本情報
 ・昭和36年10月1日生（退職時年齢59歳） ・勸奨退職日：令和3年3月31日

2 勤続期間
 昭和59年5月1日～昭和60年3月31日 小学校講師 } (※退職金支給なし)
 昭和60年4月1日～令和3年3月31日 小学校教諭 } → 在職期間 36年11月
 昭和62年9月25日～昭和64年12月4日 休 職 → 休職期間 2年2月
 36年11月－（2年2月×1/2）＝35年10月（1年未満の端数切り捨て） 35年

3 退職時の給料月額
 ・小中学校教育職2級161号給 432,224円（教職調整額を含む）
 → 特例給料月額 = 432,224円 × { 1 + (2% × 1年) } = 440,868.48円

4 支給率
 退職事由＝勸奨 勤続年数＝35年 3ページの（表1）支給割合（改正後）から
47.709

5 退職手当の基本額

$$\text{退職時の給料月額} \times \text{支給率} = 440,868.48\text{円} \times 47.709 = \boxed{21,033,394.3123\text{円}}$$

6 退職手当の調整額

- ・ 経験年数 36年11月 (経験年数=在職期間と仮定)
- ・ 最終学歴 大学4年
- ・ 6号区分 24月
- ・ 7号区分 36月

$$32,500\text{円} \times 24\text{月} + 27,100\text{円} \times 36\text{月} = \boxed{1,755,600\text{円}}$$

7 新条例等退職手当額

退職手当の基本額 + 退職手当の調整額 (1円未満の端数切り捨て)

$$= 21,033,394.3123\text{円} + 1,755,600\text{円} = \boxed{22,788,994\text{円}}$$

8 新制度施行日前日額 (平成18年3月31日に退職したものととして計算)

- ・ 勤続年数21年 → 支給率23.22675 (3ページの(表1)の支給割合(改正前)から)
- ・ 年齢44歳
- ・ 給料月額

小中学校教育職2級34号給 452,192円 (教職調整額を含む)

$$452,192\text{円} \times 23.22675 = \boxed{10,502,950\text{円}}$$

(1円未満の端数切り捨て)

9 新条例等退職手当額と新制度施行日前日額の比較

新条例等退職手当額(22,788,994円) > 新制度施行日前日額(10,502,950円)

$$\text{実際に支給される退職手当額} \quad \boxed{22,788,994\text{円}}$$

10 退職手当からの控除額 (税法上、36年11月の勤続年数は37年に切り上げ)

- | | | |
|-----------------|---------|--------------|
| ・ 所得税 | 73,716円 | } 計算式は7、8ページ |
| ・ 退職所得に対する市町村民税 | 86,600円 | |
| ・ " 県民税 | 57,700円 | |

- ・ 給与所得に対する住民税
特別徴収分の残額 63,000円

- ・ 共済組合貸付の未償還金 1,205,740円

$$\text{合 計} \quad \boxed{1,486,756\text{円}}$$

11 差引支給額

$$\text{退職手当額} - \text{控除額} = 22,788,994\text{円} - 1,486,756\text{円} = \boxed{21,302,238\text{円}}$$

退職手当の受給申出書

令和 年 月 日

福島県教育委員会

退職当時の
所属機関名 _____

退職当時の
職 名 _____

職 員 番 号 _____

氏 ^リガ 名 _____

生 年 月 日 _____

令和 年 月 日付け退職に係る退職手当の受給に関して次のとおり申し出ます。

郵便番号 _____

(フリガナ)

1 退職手当を受領する住所 _____

電話番号 _____

2 受領の方法（(1)～(3)のいずれかに○をつけること）

(1) 現金払を希望する。(東邦銀行県庁支店)

(2) 隔地払(送金払)を希望する。

(3) 口座振替を希望する。(通帳のコピーを添付すること)

ア 口座振替を受ける指定金融機関名 _____ 支店名 _____

イ 預金口座の種別 _____

ウ 口座の記号番号 _____

エ 口座の名義人(フリガナ) _____

3 退職後に引き続き公務員の常勤職員として就職するか否か（(1), (2) いずれかに○をつけること）

(1) 引き続いて公務員の常勤職員として就職する

就職する官公署名 _____

就職予定年月日 _____

就職先の職名 _____

(2) 引き続いて公務員の常勤職員として就職しない

4 退職する年の1月1日現在の住所

(※住民税が課税されている住所) _____

退職手当から控除する以下の貸付金は、退職手当支給予定年月（令和 年 月）に留意すること。			
※処理欄	公立学校共済組合貸付	確 認	地方公務員共済組合員期間 無・有 確 認
	貸付金 無・有		貸付金 無・有
	(円)		(円)

注意事項

- 1 この申出書には、所得税法(昭和40年法律第33号)第203条に規定する「退職所得の受給に関する申告書」を添付すること。
- 2 受領の方法については、希望するものを○で表示するとともに、口座振替にあっては、アからエまでの全部について記載すること。
- 3 ※欄には、記入しないこと。

(一般退職の場合)

第1号様式 (第2条第1項第1号)

退職手当の受給申出書

令和 3 年 3 月 31 日 退職年月日

福島県教育委員会

退職当時の
所属機関名 **福島市立福島小学校**

退職当時の
職 名 **教諭**

職員番号 **0 1 2 3 4 5 6**

フリガナ **フクシマ イチロウ**
氏 名 **福島 一郎**

福
島

生年月日 **昭和〇〇年△△月××日**

令和 3 年 3 月 31 日付け退職に係る退職手当の受給に関して次のとおり申し出ます。

1 退職手当を受領する住所 郵便番号 960-1111
(フリガナ) フクシマシチュウオウチョウ フクシマ **福島市中央町1-1 福島アパート101号** ヨウ

・4月1日以降に通知書を送付するあて先となりますのでアパート名等詳しく記入
・フリガナも忘れず記入

2 受領の方法

(1) 現金払を希望する。(東邦銀行県庁支店)

(2) 隔地払(送金払)を希望する。

(3) 口座振替を希望する。(通帳のコピーを添付すること)

ア 口座振替を受ける指定金融機関名 東邦銀行 支店名 県庁支店

イ 預金口座の種別 普通預金

ウ 口座の記号番号 1234567

エ 口座の名義人(フリガナ) フクシマ イチロウ

・本人名義のもの
・銀行名、支店名、口座番号を確認のうえ記入
・定期預金口座は不可
・預金通帳のコピーを添付
※期限付職員は、給与支払口座(A口座～C口座のうち1つの口座を選択)を記入

3 退職後に引き続き公務員の常勤職員として就職するか否か (①、②いずれかに○をつけること)

(1) 引き続き公務員の常勤職員として就職する

就職する官公署名 〇〇〇教育委員会

就職予定年月日 令和3年4月1日

就職先の職名 小学校 教諭

(2) 引き続き公務員の常勤職員として就職しない

具体的な職名が決まっていな場合は、以下の例により記入
(例) 正規職員 (行政事務)
任期付職員
臨時的任用職員
再任用職員
会計年度任用職員 等

申出書提出後に公務員の常勤職員として就職が決まった場合は、直ちに、福利課に御連絡ください。(再任用職員、会計年度任用職員の場合を除く。)

4 退職する年の1月1日現在の住所 同上
(※住民税が課税されている住所)

・1の住所と同じ場合には同上と記入
・1の住所と異なる場合は、年末調整で申告した住所を記入

※処理欄	退職手当から控除する以下の貸付金は、退職手当支給予定年月(令和 年 月)に留意すること。	確 認	確 認
	公立学校共済組合貸付	確 認	確 認
	無		無
	有 (円)		有 (円)

注意事項

- この申出書には、所得税法(昭和40年法律第33号)第203条に規定する「退職所得の受給に関する申告書」を添付すること。
- 受領の方法については、希望するものを○で表示するとともに、口座振替にあっては、アからエまでの全部について記載すること。
- ※欄には、記入しないこと。

令和 年 月 日
 福島 税務署長
 市町村長 殿

年分 退職所得の受給に関する申告書
 退職所得申告書



退職手当の 支払者の 住所	所在地 (住所)	〒 960-8688 福島市杉妻町2番16号	あ な た の 現住所	〒	
	名称 (氏名)	福島県教育委員会教育長		氏名	印
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 7 0 0 0 0 2 0 0 7 0 0 0 9		個人番号	
			その年1月1日 現在の住所		

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払いを受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	年		
	② 退職の区分等	一般・障害	生活の 有・無 扶助	うち	有	自	年	月	日	年
				特定役員等勤続期間	無	至	年	月	日	年
			うち	有	自	年	月	日	年	
			重複勤続期間	無	至	年	月	日	年	

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払いを受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職所得等についての勤続期間	自	年	月	日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自	年	月	日	年			
	うち特定役員等勤続期間	有 無	自	年	月	日	年	うち	有	自	年	月	日	年
								特定役員等勤続期間	無	至	年	月	日	年
								うち	有	自	年	月	日	年
								重複勤続期間	無	至	年	月	日	年

あなたが前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払いを受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払いを受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自	年	月	日	年			
	うち特定役員等勤続期間	有 無	自	年	月	日	年	うち	有	自	年	月	日	年
								特定役員等勤続期間	無	至	年	月	日	年
								うち	有	自	年	月	日	年
								重複勤続期間	無	至	年	月	日	年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	年	⑩ ⑧又は⑨の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自	年	月	日	年							
		うち	有	自	年	月		日	年	⑩のうち	有	自	年	月	日	年			
													特定役員等勤続期間	無	至	年	月	日	年
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自	年	月	日	年							
うち		有	自	年	月	日		年	⑪のうち	有	自	年	月	日	年				
												⑪と⑩の通算期間	無	至	年	月	日	年	

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けたこととなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収税額 (円)	特別徴収税額		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
				市町村民税	道府県民税			
B	一般						一般	
	特定役員						障害	
C							障害	

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び都道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

(規格A4)

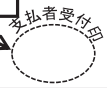
(記載例)

令和 3 年 3 月 3 1 日
 福島 税務署長
 市町村長 殿

3 年分

退職所得の受給に関する申告書
 退職所得申告書

押印しない



退職手当の 支払者の 住所	所在地 (住所)	〒 960-8688 福島市杉妻町2番16号	あなた の 住所	現住所	〒 960-1111 福島市杉妻町1-1 福島アパート101号
	名称 (氏名)	福島県教育委員会教育長		氏名	福島 一郎
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 7 0 0 0 0 2 0 0 7 0 0 0 9		個人番号	
				その年1月1日 現在の住所	同上

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払いを受けることとなった年月日	R 3 年 3 月 31 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 S 5 9 年 5 月 1 日 至 R 3 年 3 月 31 日	37 年
	② 退職の区分等	一般 生活の 有・無 障害 扶助	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払いを受けたことがある場合には、このB欄に

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職所得等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年
	うち特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	年

・1年未満の端数切り上げ
 ・休職期間等は除算しない
 (専従期間は除算する)

公務員としての勤続期間が5年以下(講師等)の場合に記入

あなたが前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払いを受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払いを受ける場合には、14年以内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年
	うち特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	⑩のうち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	年
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	⑪のうち ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けたこととなった年月日	収入金額 (円)	源泉 徴収税額 (円)	特別徴収税額 市町村民税 (円)	支払を受けた 道府県民税 (円)	支払を受けた 年月日	退職 の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
B 特定役員							一般 障害	
C							一般 障害	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び都道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

(規格
A
4
)

退職手当関係 Q & A

照 会 内 容	回 答
1 退職手当の勤続期間には、非常勤講師の期間は含まれないのか。	<p>福島県職員の退職手当に関する条例又は福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例により「常時勤務に服することを要する者」と規定されていますので、非常勤講師の期間は含まれません。なお、常勤講師の期間は、引き続いて教諭等に採用された場合は、通算されます。</p> <p>(本文2ページ《例1》参照)</p>
2 令和2年度末に退職するが、その際の退職手当の受取方法はどのようなのか。	<p>令和3年4月中旬頃、退職手当の受給申出書に記載した受領方法によります。(口座振替を希望した場合は指定した口座に振り込まれます。)</p>
3 退職手当は分割して振り込んでもらえるのか。	<p>分割して振り込むことはできません。</p>
4 退職手当に係る税にはどのようなものがあるのか。	<p>退職手当からは、所得税と住民税(市町村民税及び県民税)が源泉徴収されます。</p> <p>さらに、給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額が一括して源泉徴収されます。</p>
5 退職所得から控除される所得税はいくらくらいになるのか。	<p>所得税の計算方法は、次のとおりです。</p> <p>所得税額=(課税退職所得金額×税率-控除額)×102.1%「復興特別所得税を含む」</p> <p>(1) 課税退職所得金額は次のように求めます。</p> <p style="padding-left: 40px;">課税退職所得金額=(退職手当額-退職所得控除額)×1/2</p> <p style="padding-left: 40px;">退職所得控除額は退職所得控除額表(本文7ページ表3)から求めます。</p> <p>(2) 税率および控除額は所得税率・控除額対応表(本文7ページ表4)から求めます。</p> <p style="padding-left: 40px;">退職手当額が退職所得控除額に満たない場合は、徴収税額はありません。</p>

<p>6 退職手当から控除される住民税はいくらくらいになるのか。</p>	<p>退職手当から控除される住民税には、次の2種類があります。</p> <p>一つめは、退職手当に対する住民税（市町村民税及び県民税）で、税額は、課税退職所得金額に次のように各税率を乗じて求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税＝課税退職所得金額×6% ・県民税＝課税退職所得金額×4% <p>※課税退職所得金額は次のように求めます。</p> <p>課税退職所得金額＝(退職手当額－退職所得控除額)×1/2</p> <p>退職所得控除額は退職所得控除額表(本文7ページ表3)から求めます。</p> <p>2つめは、給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額です。</p> <p>給与所得に係る住民税は、6月から翌年の5月まで12回に分けて給与から控除することとされておりますが、年度末退職の場合、4月・5月分を給与から控除することができなくなるため、この分が退職手当から一括徴収されます。このため、その額は毎月の給料から天引きされている住民税の2倍(2か月分)くらいとなります。</p>
<p>7 共済組合からの貸付金について未弁済金があるが、この未弁済金を退職手当から一括償還する場合、どのような手続きが必要か。</p>	<p>償還手続きは、すべて福利課で行いますので、特段の手続きは必要ありません。</p>
<p>8 共済組合から住宅貸付を受けているが、退職手当から未弁済金が一括償還された場合、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」(※住宅貸付額がある場合、年末調整や確定申告で10～15年間の税額控除が受けられるもの)が提出できる期間がまだ残っているが、どうすればよいか。</p>	<p>住宅貸付の借入残高がなくなるため、申告することができなくなります。詳しくは、最寄りの税務署に確認してください。</p>

Ⅱ 互助会等の退職時の給付等

1 一般財団法人福島県教職員互助会の給付

(1) 永年勤続リフレッシュ助成

勸奨若しくは定年退職（予定）又はその他の理由（自己都合等）で退職する会員に、次の表により希望する品目を交付します。

※品目：旅行券、施設利用券（あづま荘）、図書カードのいずれか1品目

区 分	助 成 額
勤続30年を経過し、永年勤続表彰を受けずに退職する会員	7万円相当
勤続20年以上30年未満で永年勤続表彰を受けずに勸奨又は定年退職する会員	
上記以外の勤続20年以上30年未満で永年勤続表彰を受けずに退職する会員	3万円相当

※ 永年勤続表彰者に対しては、7万円相当の助成品を交付しています。

(2) 結婚祝金

現職会員であった方が、退職後1か月以内に結婚されたとき結婚祝金を給付します。

[MEMO] 給付金の支払

給付金は特定口座「けやき」に振り込みますので、退職後も1年間くらいは解約しないでください。

一般財団法人福島県教職員互助会のホームページアドレス

<http://www.fgojokai.com>

2 その他

照 会 先	住所・電話番号	照 会 内 容
(一財)福島県退職教職員互助会	〒960-0112 福島市南矢野目道下35-1 電話 024-555-0231 FAX 024-555-0510	・医療費給付事業 ・退職後の福利厚生に関する事業 ・教育文化の向上に関する事業

一般財団法人福島県退職教職員互助会のホームページアドレス

<http://fukushima-taikyogo.jp>